



気づき・発見・いろいろ ぱれっと 身近なテーマで、人権問題について考えるコーナーです。

11月25日から12月1日は犯罪被害者週間です

犯罪被害は、いつ誰に起きるかわかりません。

犯罪被害にあわれた方やその家族・遺族の方々（犯罪被害者等）が、被害から立ち直り、地域において再び平穏に過ごせるようになるためには、地域の人々の理解と配慮、協力が重要です。

大阪市では、「犯罪被害者週間」にあわせて関係機関と連携し、啓発事業を実施します。この週間を機会に犯罪被害へのご理解とご協力をお願いします。



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョッとちゃん」

大阪市、大阪府、堺市、大阪府警察、
認定 NPO 法人大阪被害者支援アドボカシーセンター
連携事業

大阪市が主催する事業

●セレッソ大阪と連携したスタジアムでの啓発

日 時：令和5年11月25日(土)11:30～14:00
場 所：ヨドコウ桜スタジアム前
内 容：セレッソ大阪VS京都サンガF.C.の試合前に、犯罪被害者等支援の啓発グッズの配布など

●「犯罪被害者週間」啓発パネル展

日 時：令和5年11月27日(月) 12:00～
12月1日(金) 12:00
場 所：大阪市役所 1階正面玄関ホール
内 容：被害者団体や支援団体と連携し、パネルなどを展示

●「犯罪被害者週間」キャンペーン

日 時：令和5年12月2日(土) 10:30～12:00
場 所：イオンモール鶴見緑地店 グリーンコート
内 容：犯罪被害者等支援の啓発グッズの配布、
白バイ写真撮影 など

【事業の問合せ先】

大阪市市民局ダイバーシティ推進室人権企画課
電話 06-6208-7619 **FAX** 06-6202-7073

●講演会「犯罪被害や被害者支援について考える」

日 時	テーマ・講師	
	講演①(1時間)	講演②(1時間)
令和6年 1月22日(月) 14:00～16:00	生命(いのち)を越す ものはない 講師：児島 早苗 (NPO法人 KENTO 代表理事)	「犯罪被害にあう」ということ ～あなたに知ってほしいこと、 あなたにできること～ 講師：溝江 淳子 (認定NPO法人大阪被害者支援アドボ カシーセンター 犯罪被害相談員)

場 所：大阪市立難波市民学習センター **参加費**：無料
定 員：各回20人(先着順)
申 込：大阪市立難波市民学習センターの窓口、電話、ファックス、
「いちようネット」にて受付

【講演会の申込み・問合せ先】 大阪市立難波市民学習センター
電話 06-6643-7010 **FAX** 06-6643-7050

犯罪被害者等支援のための総合相談窓口

大阪市では、「犯罪被害者等支援のための総合相談窓口」を設置し、犯罪被害者等からの相談を受け付けています。

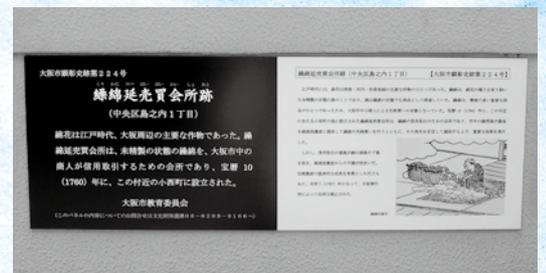
場所 市民局ダイバーシティ推進室人権企画課(大阪市役所4階北側)
時間 9:00～17:30(土・日・祝日・年末年始を除く)
電話 06-6208-7489 **FAX** 06-6202-7073

くりわた 繰綿の信用取引と大坂

そろそろ肌寒さをおぼえる日も増えてきましたが、そうしたときに必要な衣類や夜具に革新をもたらしたものに木綿の普及があります。江戸時代には生産が本格化し、急速に普及していきました。とりわけ大坂近郊は綿および綿織物の生産でわが国の中心となっていました。

綿・綿織物は生活必需品となっただけでなく、商品としても重要なものとなりました。また実物だけでなく、先物取引等の対象ともなっていました。その売買の場が「くりわたのべばいばいかいしょ」
「繰綿延売買会所」です。繰綿は収穫した綿から種子を除いた未精製の状態のもののことで、「延売買」とは実物とは離れて売り買いを行う、信用取引のことです。大坂では宝暦10(1760)年に現在の中央区島之内の一角に設けられ、平野郷や堺にも同時期に設置されています。取引は盛んになりましたが、綿の価格が低く抑えられてしまい綿農家には利益とならなかったようで、農家等からの圧力もあって天明7(1787)年に大坂奉行所によって大坂の会所は廃止され、他の会所も廃されていきました。長くは続かなかつたものの、綿が信用取引の対象となって会所がいくつも設けられたことは、大坂およびその近郊の綿をめぐる経済的な発展を示しているといえるでしょう。そして綿産業は大阪の発展の基礎ともなっています。

大坂にあった会所は小西町ともいわれた中央区島之内1丁目の一角にあって、顕彰パネルが設置されています。
(大阪市教育委員会事務局 文化財保護課)



繰綿延売買会所跡の顕彰パネル(中央区島之内1丁目)



おおさか

歴史探訪

184

大阪の史跡や歴史資料を毎月連続でご紹介します。